

兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

平成16年7月

兵庫県ホームレス自立支援対策連絡協議会

目 次

第1	はじめに	1
第2	ホームレスに関する現状	2
1	ホームレスの現状	2
(1)	ホームレスの数	2
(2)	ホームレスの生活実態	3
ア	年齢	3
イ	野宿生活の状況	3
ウ	野宿生活までのいきさつ	5
エ	健康状態と福祉制度等の利用状況	6
オ	自立について	7
カ	生活歴	8
キ	行政への要望・意見	8
2	ホームレス対策の現状	9
第3	ホームレス対策の推進方策	10
1	基本的な考え方	10
(1)	生活に関する相談及び指導	10
(2)	保健及び医療の確保	10
(3)	安定した居住の場所の確保	10
(4)	就業の機会の確保	10
(5)	緊急援助及び生活保護の実施	10
(6)	ホームレスの人権擁護	10
(7)	地域における生活環境の改善	10
(8)	地域における安全の確保	10
(9)	民間団体との連携	10
2	ホームレスの個々の事情に対応した具体的な取組	11
(1)	住まいがない者に対する支援	11
(2)	就労意欲のある者に対する支援	12
(3)	債務整理のための援助が必要な者に対する支援	13
(4)	福祉等の援助が必要な者に対する支援	14
(5)	女性ホームレスに対する支援	15
(6)	社会生活から逃避する者に対する対応	15
(7)	その他の者に対する支援	15
3	各課題に対する取組方針	16
(1)	生活に関する相談及び指導	16
ア	街頭相談等の実施による実態の把握	16
イ	ホームレスに対する心のケア	16
ウ	総合的な相談・指導體制の確立	16
エ	ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある者に対する支援	16
(2)	保健及び医療の確保	16
ア	健康相談等	17

イ	結核に罹患している者への対応	17
ウ	医療の確保	17
エ	民間団体等との連携	17
(3)	安定した居住の場所の確保	17
ア	公営住宅への入居支援	17
イ	一時的な住まいの確保支援	17
ウ	民間賃貸住宅の活用	18
(4)	就業の機会の確保	18
ア	事業主等に対する啓発	18
イ	求人情報の収集、提供等	18
ウ	技能講習や職業訓練による職業能力の開発、向上	18
エ	民間団体との連携	18
(5)	緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施	19
ア	ホームレスに対し緊急に行うべき援助	19
イ	生活保護法による保護の実施	19
(6)	ホームレスの人権の擁護	20
ア	啓発活動等の実施	20
イ	相談と事案の適切な解決	20
ウ	施設における人権の尊重	20
(7)	地域における生活環境の改善	20
ア	施設の適正利用の確保	20
イ	施設管理者による監督処分	20
(8)	地域における安全の確保等	20
ア	事件等の防止活動の推進	20
イ	緊急に保護を必要とすると認められる者への適切な対応	20
(9)	ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携	21
ア	民間団体との連携	21
イ	民間団体の積極的な活用	21
(10)	その他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項	21
ア	地域福祉計画の策定	21
イ	NPO等が活動しやすい環境づくりの支援	21
ウ	民生委員、児童委員等への研修	21
エ	地域福祉権利擁護事業の利用の促進	21
4	ホームレス問題が顕在化していない市町における取組	22
5	総合的かつ効果的な推進体制等	22
(1)	国との連携	22
(2)	県の役割	22
(3)	市町の役割	22
(4)	民間団体の役割	23
6	フォローアップ及び見直し	23
(1)	計画期間	23
(2)	フォローアップ	23
(3)	計画の見直し等	23

ホームレス自立支援の具体的な取組における国、県、市町、民間の役割・・・別紙

兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画

(を付した用語は、参考資料「用語の解説」を参照。)

第1 はじめに

兵庫県は、ホームレス から脱却し、自立していくことを支援するため、国・県・市の関係機関と民間支援団体からなる「兵庫県ホームレス自立支援対策連絡協議会」を設置し、ホームレスに対する相談体制、保健・医療の確保、住まいの確保や雇用・就労支援の充実を図ることを目的とする「兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定することとしました。併せて、市町においてもこの実施計画を指針として、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的に推進され、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題解決を目指します。

近年、厳しい経済・雇用情勢や少子・高齢化・核家族化などが進展し、自立の意思がありながら、ホームレスとなることを余儀なくされた人が全国に多数存在しています。

本県では、瀬戸内海沿岸部の都市において、公園、河川、道路等を起居の場所として日常生活を送っており、食事の確保や健康面での問題を抱えるなど、健康で文化的な生活を送ることができない者が多数存在しており、一部には地域社会とのあつれきを生じています。

平成15年1月から2月にかけて実施した「ホームレスの実態に関する全国調査結果」によれば、全国で25,296人、兵庫県でも947人のホームレスが確認され、深刻な社会問題となっています。

国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を総合的に推進するため、平成14年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（法律第105号）」を制定しました。

この法律に基づき、国は平成15年1月から2月にかけて「ホームレスの実態に関する全国調査」を実施し、平成15年7月にホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項を定めた「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定しました。

この法律では、「都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。」と定めています。

第2 ホームレスに関する現状

1 ホームレスの現状

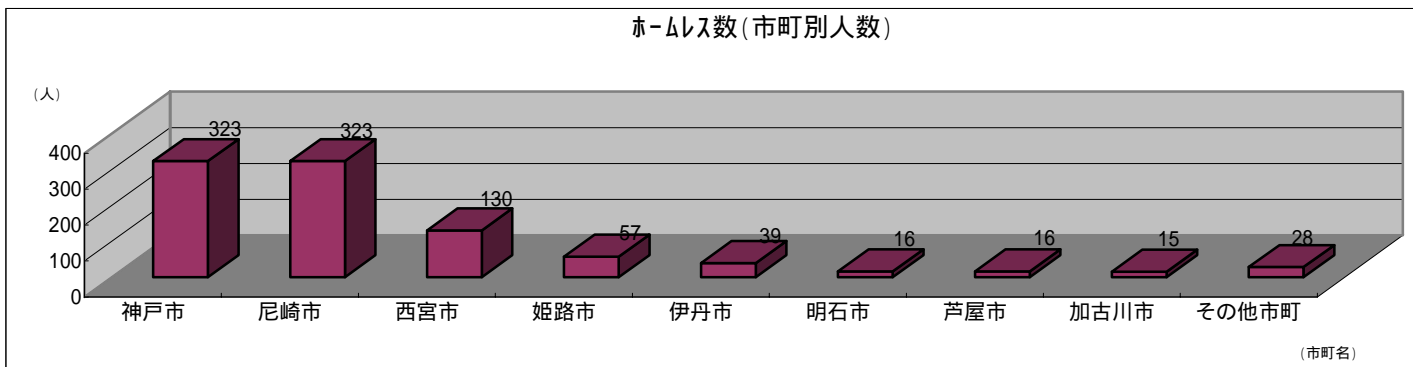
平成15年1月から2月にかけて、国がすべての市町村を対象に統一した調査方法による初めての全国調査（以下「ホームレス実態調査」という。）における県内の状況は、以下のような結果であった。

(1) ホームレスの数

ホームレスの数については、巡回による目視により確認したところ、ホームレスが確認された市町数は18市町で、その数は947人となっている。

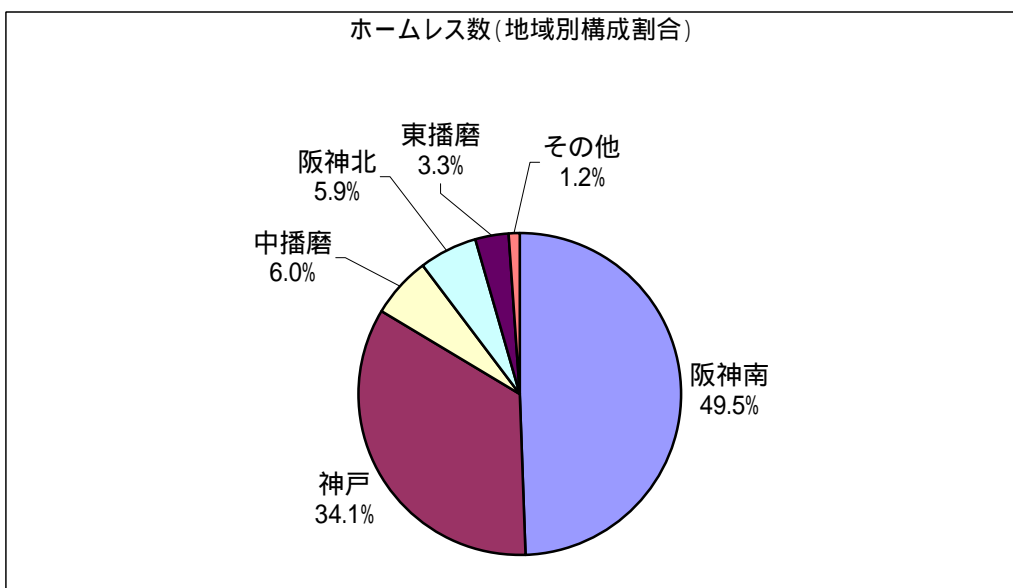
市町別に見ると、100人以上は、神戸市(323人、34.1%)、尼崎市(323人、34.1%)、西宮市(130人、13.7%)の3市で776人と全体の81.9%を占めている。

【図1 ホームレス数（市町別人数）】



さらに県民局 別では、阪神南(469人、49.5%)が半数を占め、次いで、神戸(323人、34.1%)、中播磨(57人、6.0%)、阪神北(56人、5.9%)、東播磨(31人、3.3%)とホームレスは瀬戸内海沿岸地域に集中(936人、98.8%)している一方、西播磨(7人、0.7%)、淡路(2人、0.2%)、但馬(1人、0.1%)、丹波(1人、0.1%)においてもホームレスが確認されており、県内全域で取り組むべき課題となっている。

【図2 ホームレス数（地域別構成割合）】



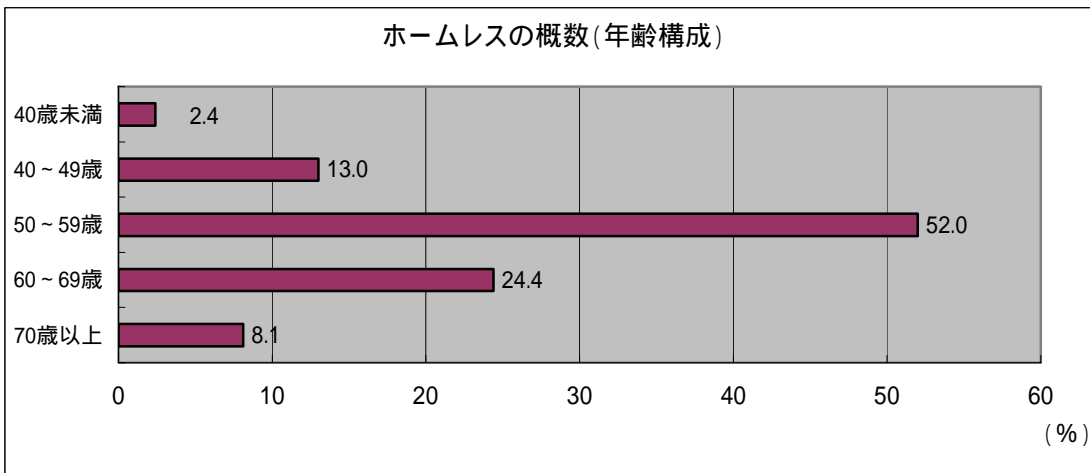
(2) ホームレスの生活実態

ホームレスの生活実態については、神戸市と尼崎市において、全体で123名を対象に個別面接調査が行われた。

ア 年齢

ホームレスの年齢分布については、50～64歳が全体の68.3%を占め、全体の平均年齢は56.7歳となっており、中高年層が大半を占めている。

【図3 ホームレスの概要（年齢構成）】

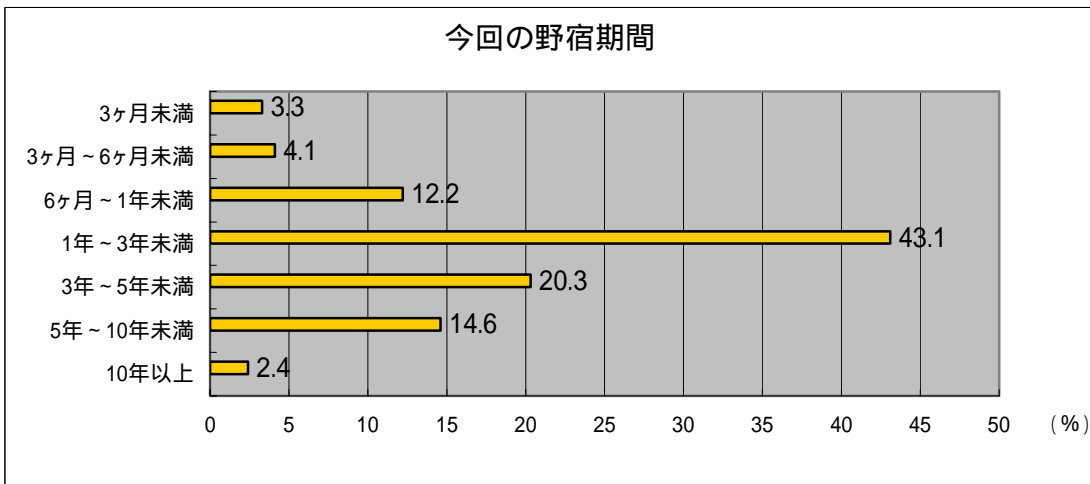


イ 野宿生活の状況

野宿生活の実態としては、生活の場所が定まっている者が98.4%であり、このうち、生活場所としては、「公園」が46.3%、「河川敷」が32.2%となっている。

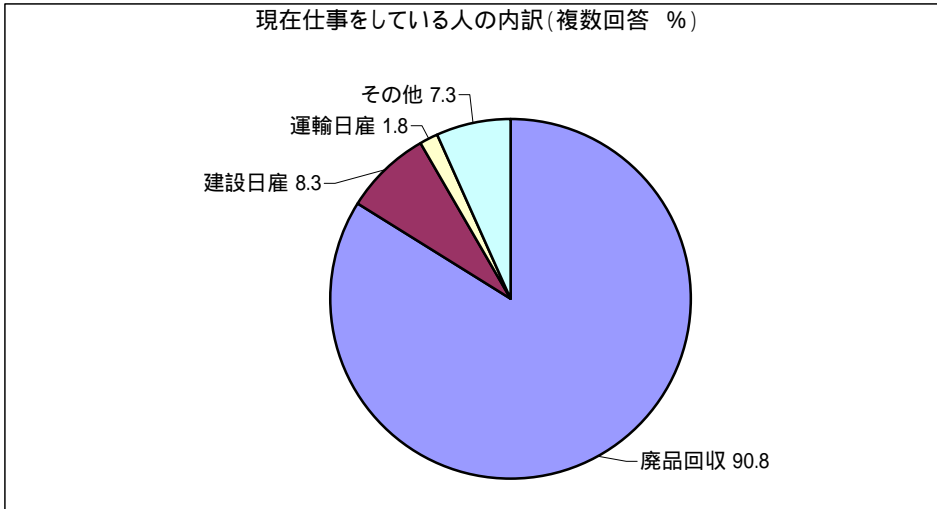
また、直近のホームレスになってからの期間は、「1年以上3年未満」が43.1%となっている。

【図4 今回の野宿期間】

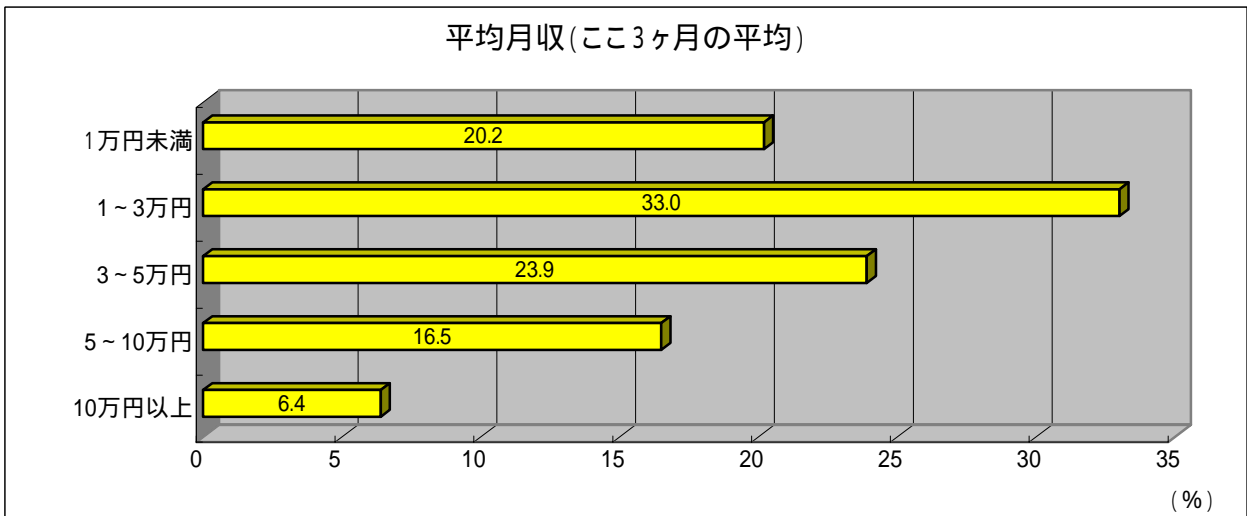


さらに、仕事と収入の状況としては、ホームレスの88.6%が仕事をし、その仕事内容の内訳は、「廃品回収」が90.8%を占めており、平均的な収入月額は「1万円以上3万円未満」が33.0%と最も多い。

【図5 現在仕事をしている人の内訳】



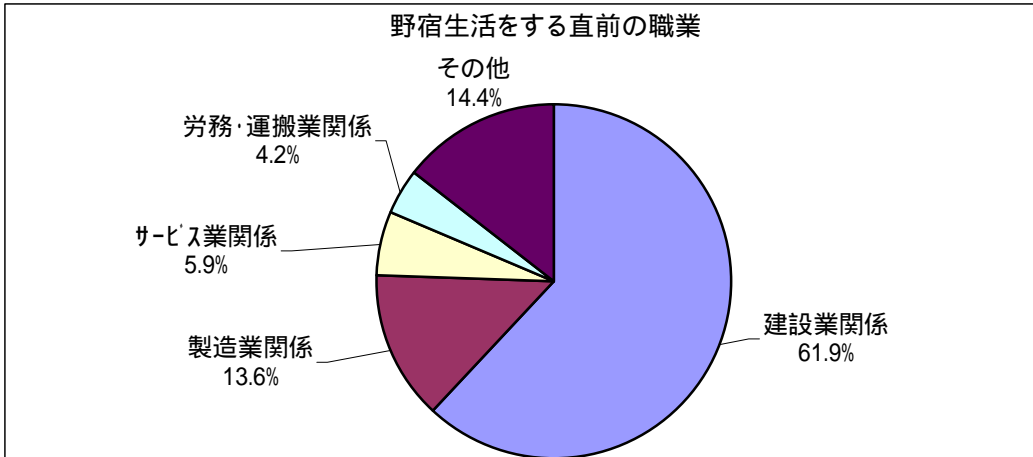
【図6 平均月収(ここ3ヶ月平均)】



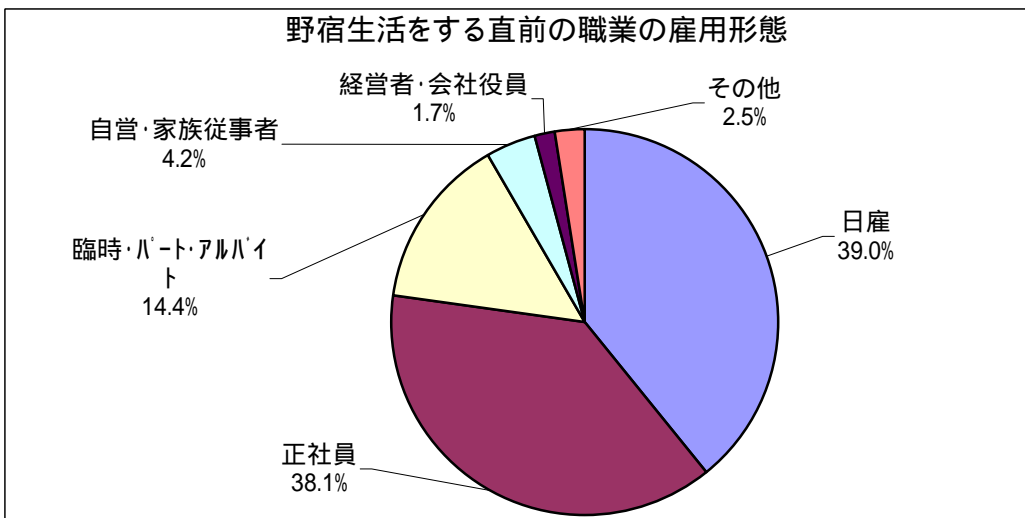
ウ 野宿生活までのいきさつ

野宿生活の直前の職業としては、建設業関係の仕事が61.9%、製造業関係の仕事が13.6%を占めており、雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」が38.1%と大きな割合を占めている。

【図7 野宿生活をする直前の職業】

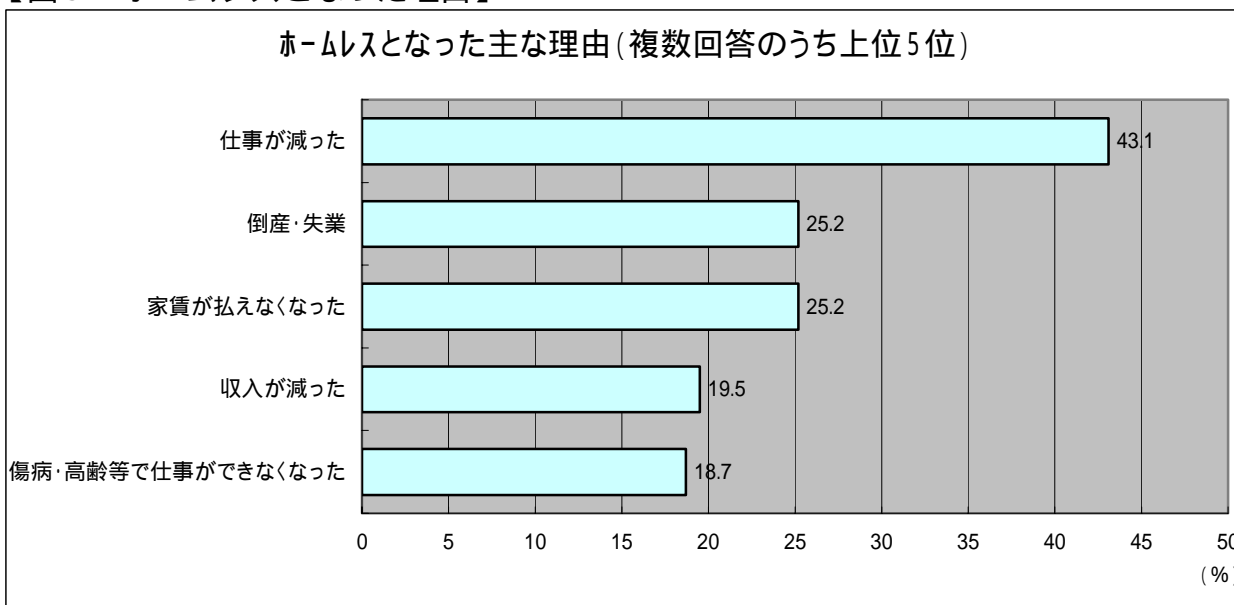


【図8 野宿生活をする直前の職業の雇用形態】



また、野宿生活に至った理由としては、「仕事が減った」が43.1%、「倒産・失業」と「家賃が払えなくなった」が25.2%、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」が18.7%となっている。

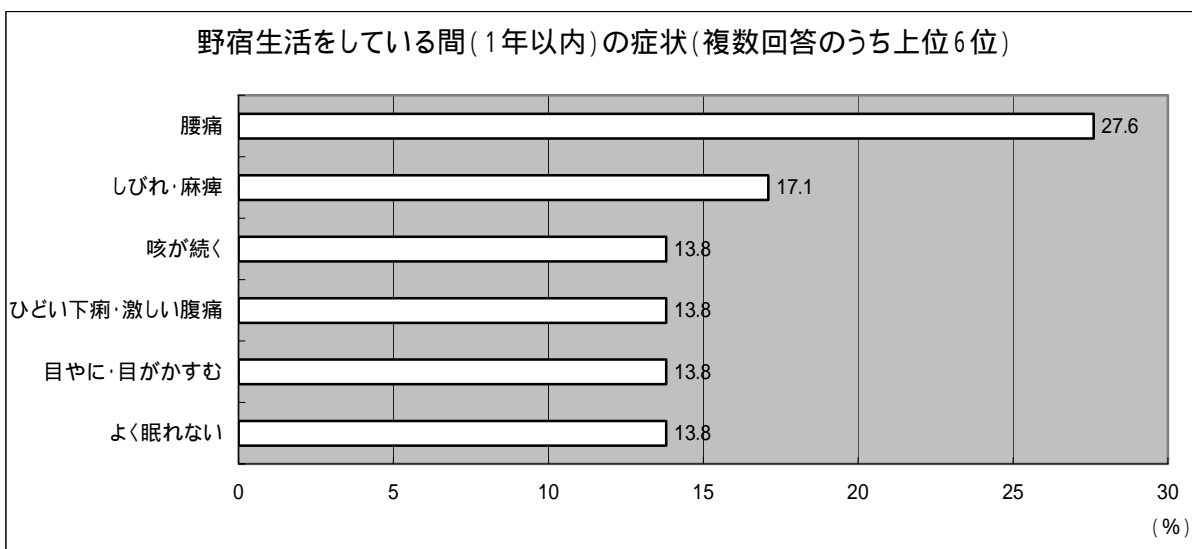
【図9 ホームレスとなった理由】



エ 健康状態と福祉制度等の利用状況

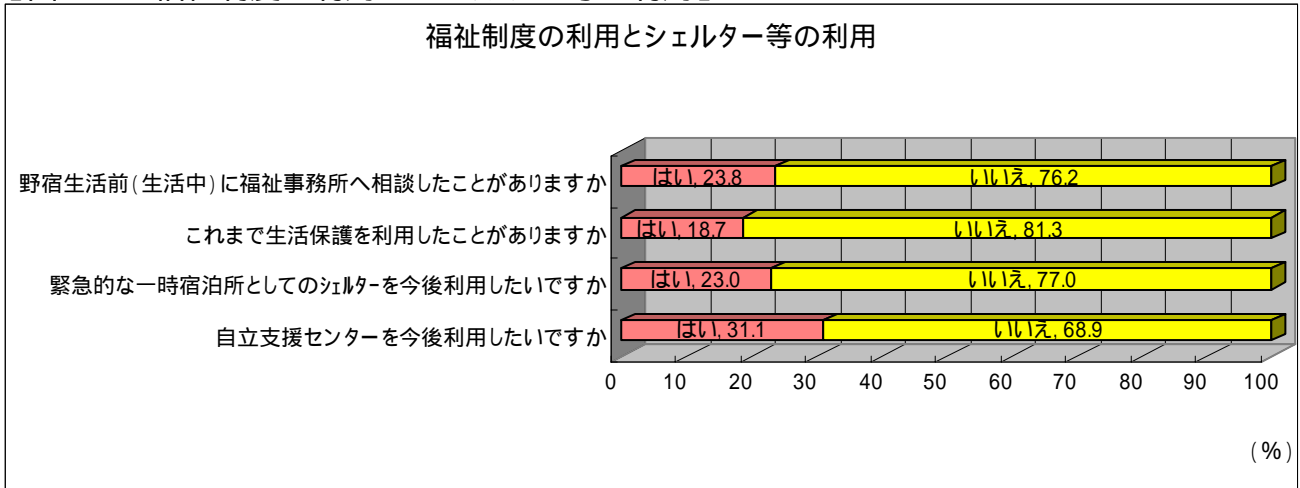
現在の健康状態については、身体の不調を訴えている者が35.0%であり、このうち治療等を受けていない者が80.8%となっている。

【図10 野宿生活をしている間(1年以内)の症状】



また、福祉制度等の利用状況としては、これまでに福祉事務所へ相談に行ったことのある者が23.8%、緊急的な一時宿泊所であるホームレス緊急一時宿泊施設（以下「シェルター」という。）の利用を希望する者が23.0%、ホームレス自立支援施設（以下「自立支援センター」という。）の利用を希望する者が31.1%、これまでに生活保護を受給したことのある者が18.7%となっている。

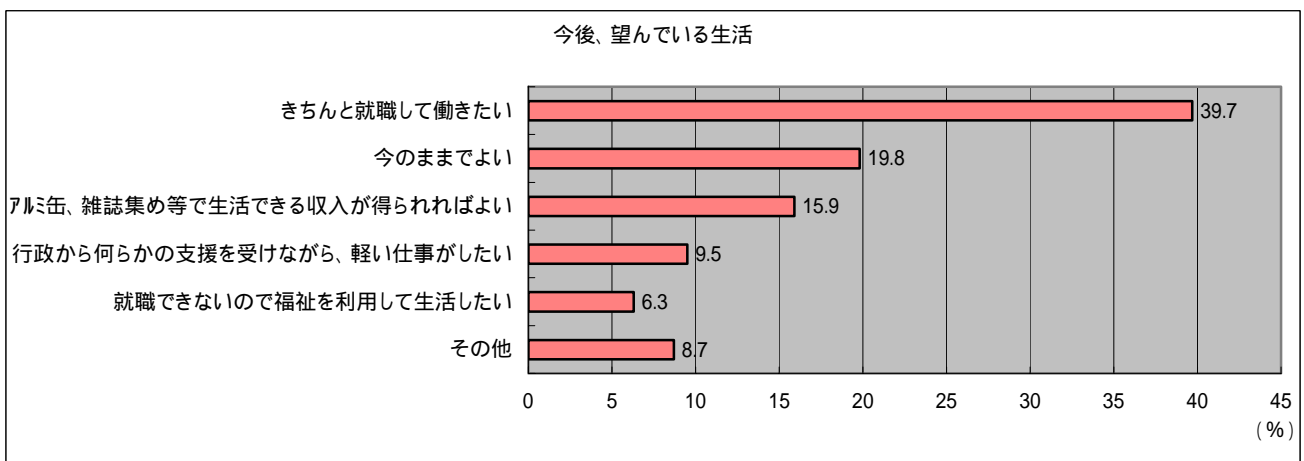
【図11 福祉制度の利用とシェルター等の利用】



オ 自立について

自立に向けた今後の希望としては、きちんと就職して働きたいという者が39.7%であるのに対し、「今のままでいい」という者も19.8%となっている。

【図12 今後、望んでいる生活】



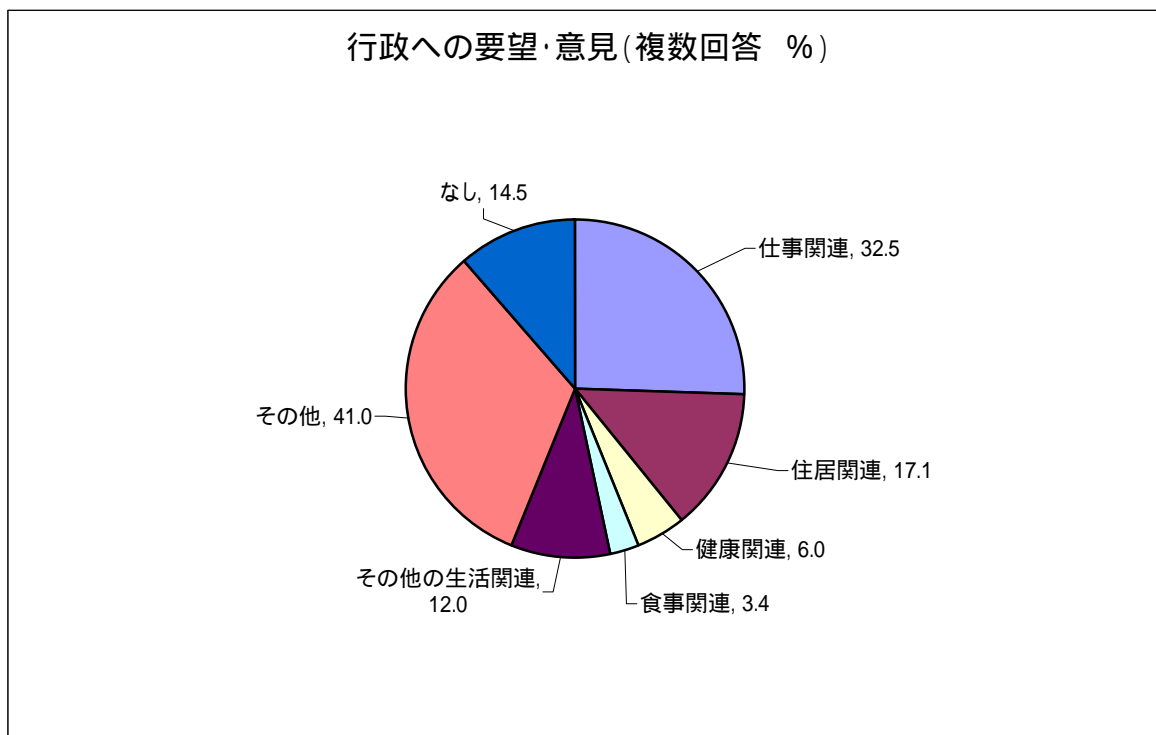
カ 生活歴

家族との連絡状況については、結婚していた者が59.3%を占めているが、一方で、この1年間に家族・親族との連絡が途絶えている者が72.4%となっている。

キ 行政への要望・意見

行政への要望・意見としては、仕事関連のものが32.5%と多くを占めており、以下、住居関連が17.1%、健康関連が6.0%となっている。

【図13 行政への要望・意見】



2 ホームレス対策の現状

兵庫県では、国において、平成11年5月に取りまとめられた、「ホームレス問題に対する当面の対応策について」に基づき、ホームレスが自らの意思で自立して生活できるよう支援するとともに、老齢や健康上の理由等から自立能力に乏しい人々に対する適切な保護を図るため、平成12年度から庁内連絡会議等の設置による自立支援体制の整備とともに、要援護者の住まいの確保を中心に取り組んできたところである。

具体的には、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護等、ホームレス以外の者も対象とした一般対策を実施するとともに、福祉事務所、保健センター等の関係機関による街頭相談や個別相談による生活に関する相談及び指導、健康診断、NPOとの連携による宿所の確保を実施してきたところである。

さらに、平成15年度には、国・県・市及び民間支援団体からなる「兵庫県ホームレス自立支援対策連絡協議会」の設置・運営により、総合的な自立支援体制の確立を図った。

【ホームレス対策関連施策の実施状況】

県・市による施策の実施状況

ホームレス対策関連施策	実施状況
1 推進体制	
庁内連絡会議の設置・開催 県・市連絡調整会議の設置・開催 関係団体連絡調整会議の設置・開催	平成12年度～ 広域的な連絡調整、情報提供等により地域の 実情に応じた自立支援を行う
ホームレス自立支援対策連絡協議会 の設置・開催	平成15年度～ 県の実施計画の策定、推進方策の協議・ 検討等により、実効ある自立支援を行う
2 実態把握	
黙視調査の実施（県独自調査）	平成12年度～（毎年8月～10月実施） ・平成15年10月末 919人
実態調査（全国調査）	平成15年1月～2月実施 ・概数調査 947人(全市町) ・実態調査 123人(神戸市・尼崎市)
3 街頭相談員等による相談、自立支援	平成12年度～ 街頭相談員、ケースワーカー等による 相談、自立支援の実施 就労相談員による就労支援 ・平成14年度相談実績 延べ4,694件
4 緊急的な宿泊の提供、相談	一時宿泊施設1か所（神戸市）
5 一時的な住まいの確保	生活保護施設等の利用による居住場所の 確保 救護施設 7か所 更生施設 1か所 無料低額宿泊施設 6か所 総定員 980人 なお、平成15年度には、救護施設の増床 (20人)を図った。
6 安定した住まいの確保	生活保護制度の活用による住まいの確保 ・平成15年度住宅保護 446人
7 保健・医療の確保	生活保護医療扶助の適用、健康診断の実施 ・平成15年度医療扶助適用 延べ1,033人 ・平成14年度健康診断受診 50人

第3 ホームレス対策の推進方策

1 基本的な考え方

ホームレスに至った要因としては、主として、就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にあること、医療や福祉等の援護が必要なこと、社会生活を拒否していることの3つがあり、これらが複雑に重なりあってホームレス問題が発生していると考えられる。

さらに、経済情勢の悪化、家族や地域の住民相互のつながりの希薄化、ホームレスに対する社会的な排除等が背景となって、ホームレス問題が顕在化してきたと指摘されている。

ホームレス対策は、こうした要因や背景を踏まえ、ホームレスとなるおそれのある者も含めて、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することを基本として、総合的な自立支援施策を講ずる必要がある。

【基本目標】

(1) 生活に関する相談及び指導

実態把握に基づくホームレス個々のニーズに対応できるよう、関係機関の連携により、総合的な相談指導体制を確立するとともに、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある者に対する相談も実施する。

(2) 保健及び医療の確保

保健所、保健センター、福祉事務所等の連携により、健康相談、医療の提供等による保健及び医療の確保に努める。

(3) 安定した居住の場所の確保

地域社会で自立した日常生活を営むためには、安定した住まいの確保が最も重要なことから、NPO等との連携による一時的な住まいの確保と各種住宅への入居支援により、安定した居住の場所の確保に努める。

(4) 就業の機会の確保

就業による自立を図るため、公共職業安定所等との連携により、就労意欲のある者に対して、求人情報の提供や職業相談の実施、職業能力開発の支援等により、就業の機会確保に努める。

(5) 緊急援助及び生活保護の実施

医療機関への入院等の緊急対応、保護要件を満たす者に対する生活保護の適用により、自立に向けて必要な支援を実施する。

(6) ホームレスの人権擁護

啓発活動等によりホームレスに対する偏見や差別を解消するとともに、施策の実施に当たっては、ホームレスの基本的な人権を尊重する。

(7) 地域における生活環境の改善

公園、河川等の公共施設の適正な利用を妨げられているときは、関係機関との連携により、施設の適正な利用を図る。

(8) 地域における安全の確保

関係機関の連携により、ホームレスへの危害を防止し、適切な保護活動を推進する。

(9) 民間団体との連携

ホームレスの自立支援等を行う民間団体との情報交換、情報提供、各種施策の委託等の連携により、その能力の積極的な活動を図り、きめ細かな支援活動を実施する。

2 ホームレスの個々の事情に対応した取組

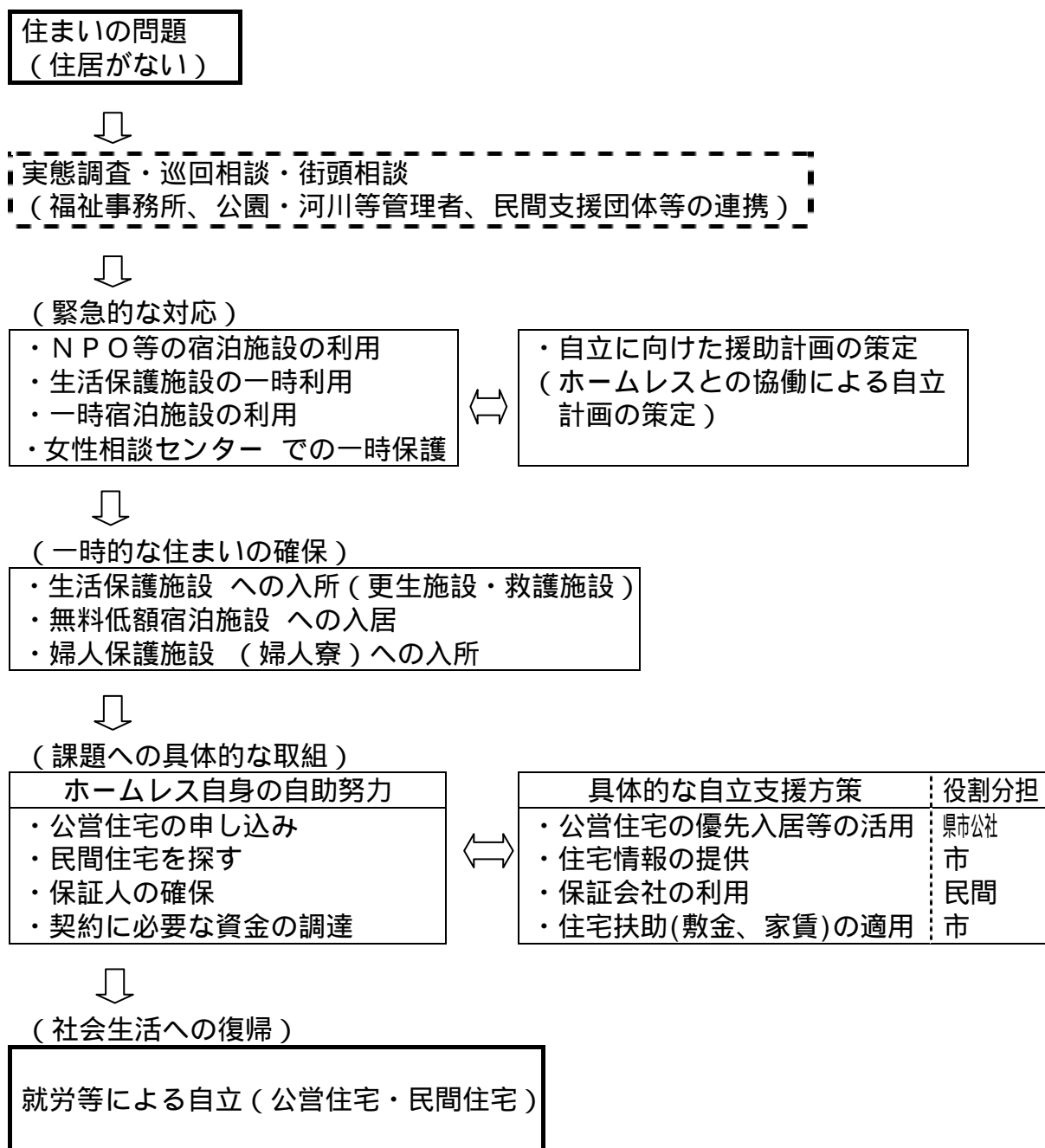
ホームレスは大別すると、就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者、医療や福祉等の援助が必要な者、一般社会生活から逃避している者という3つのタイプがあるが、これらに社会生活への不適應、借金等による生活破たん、アルコール依存症等個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。

これらの者に対する対策を講じるに当たっては、ホームレスの実態を十分に把握するとともに、ホームレス自身が参加した援助計画の策定により、ホームレスのタイプに応じた適切な施策を実施する必要がある。

(1) 住まいがない者に対する支援

ホームレスが自立した日常生活を営むためには、安定した居住の場所の確保が最も重要であることから、一時的な住まいの確保や公営・民間住宅への入居支援により、安定した住まいの確保に努める。

【具体的な支援】



(2) 就労意欲のある者に対する支援

就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者については、まずは、安定した居住の場所を確保した上で、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進めるなど、各種の就業対策を実施し、自立を支援する。

【具体的な支援】

仕事の問題
(仕事がない)



実態調査・巡回相談・街頭相談
(福祉事務所、公園・河川等管理者、民間支援団体等の連携)



(緊急的な対応)

・公共職業安定所等による
就労相談
・NPO等の宿泊施設の利用
・生活保護施設の一時的利用



・自立に向けた援助計画の策定
(ホームレスとの協働による自立
計画の策定)



(住まいの確保)

・生活保護施設への入所(更生施設・救護施設)
・無料低額宿泊施設への入居
・公営・民間住宅への入居



(課題への具体的な取組)

ホームレス自身の自助努力
・求職活動の実施
・就職に必要な技能の修得



具体的な自立支援方策	役割分担
・求人情報の提供	労働局、県
・求職活動の支援	県、市
・技能講習、職業訓練の実施	労働局、県
・トライアル雇用の実施	労働局



(社会生活への復帰)

就労等による自立(公営住宅・民間住宅)

(3) 債務整理のための援助が必要な者に対する支援

借金等による生活破綻からホームレスになった者については、まず、消費者金融等のトラブルに対応するための相談が必要なことから、法律相談、ヤミ金融・悪質商法110番等の専門相談、法律扶助制度の活用が必要である。

このため、市町はこれらの専門機関とのネットワークを整備し、窓口の紹介等の具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。

【具体的な支援】

借金の問題
(サラ金等からの逃避)



実態調査・巡回相談・街頭相談
(福祉事務所、公園・河川等管理者、民間支援団体等の連携)



(緊急的な対応)

・法律相談
・消費者金融相談
・NPO等の宿泊施設の利用
・生活保護施設の一時的利用



・自立に向けた援助計画の策定
(ホームレスとの協働による自立計画の策定)



(住まいの確保)

・生活保護施設への入所(更生施設・救護施設)
・無料低額宿泊施設への入居
・公営・民間住宅への入居



(課題への具体的な取組)

ホームレス自身の自助努力
・借金実態の相談
・資産、家族等の情報提供
・自己破産の手続き



具体的な自立支援方策	役割分担
・消費者金融相談の実施	県
・ヤミ金融、悪質商法110番	県警察本部
・法律相談の実施	県市、民間
・法律扶助制度の活用	民間



(社会生活への復帰)

就労等による自立(公営住宅・民間住宅)

(4) 福祉等の援助が必要な者に対する支援

医療や福祉等の援助が必要な者については、総合巡回相談や街頭相談等、保健所 や福祉事務所等による各種相談事業等を積極的に行うとともに、無料低額診療事業 を行う施設の積極的な活用等対応の強化を図る。

このうち、疾病、高齢等により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や社会福祉施設への入所等既存の施策の中での対応を図る。

【具体的な支援】

健康・福祉の問題
(身体の不調・疾病の治療・アルコール依存・心身障害、高齢等)



実態調査・巡回相談・街頭相談
(福祉事務所、公園・河川等管理者、民間支援団体等の連携)



(緊急的な対応)

・保健センター等の健康相談
・医療機関での治療
・民間支援団体の相談、支援



・自立に向けた援助計画の策定
(ホームレスとの協働による自立計画の策定)



(一時的な住まいの確保)

・生活保護施設への入所(更生施設・救護施設)
・無料低額宿泊施設への入居
・入院治療の継続



(課題への具体的な取組)

ホームレス自身の自助努力
・求職活動の実施
・公営住宅の申し込み
・民間住宅を探す
・保証人の確保
・契約に必要な資金の調達
・グループホームへの入居
・健康の回復(療養に専念)



具体的な自立支援	役割分担
・求職活動の支援	市
・公営住宅への優先入居	県市公社
・保証会社の利用	民間
・住宅扶助(敷金、家賃)の支給	市
・支援費、生活保護等の給付	市
・医療扶助の給付	市



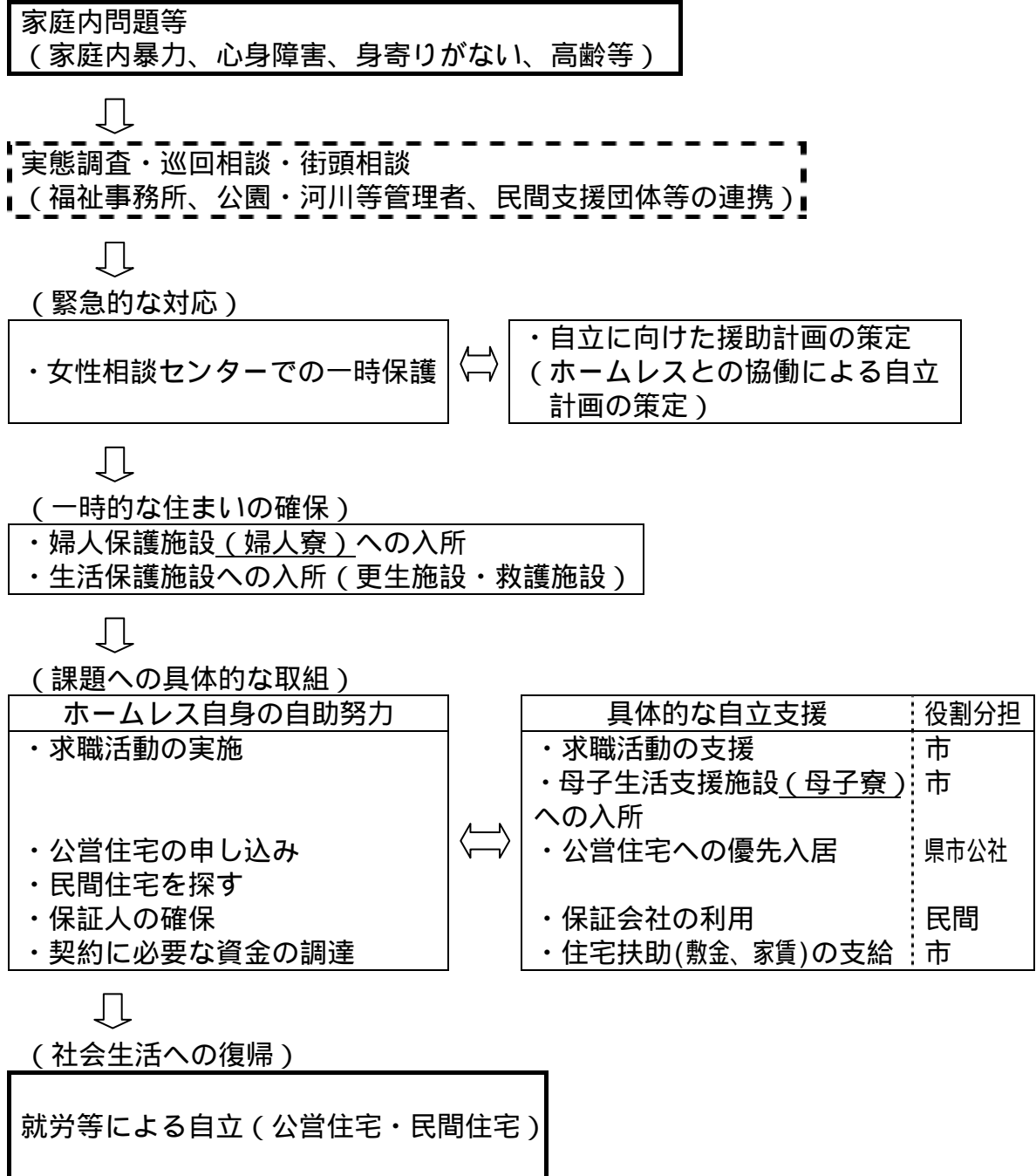
(社会生活への復帰)

・就労等による自立(公営住宅・民間住宅)	社会生活が困難な者 (入院・施設入所)
・福祉施策の活用による在宅生活の継続	

(5) 女性ホームレスに対する支援

女性のホームレスに対しては、家庭内問題等のホームレスとなった原因に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、県立女性相談センター や婦人保護施設等の関係機関とも十分連携する。

【具体的な支援】



(6) 社会生活から逃避する者に対する対応

一般社会生活から逃避している者に対しては、民間団体と連携した相談活動を通じて社会との接点を確保するなど、社会生活に復帰させるように努める。

(7) その他の者に対する支援

ホームレスは、住まいの問題、仕事の問題、借金の問題、家庭の問題、健康の問題等の様々な個人的要因が複合的に絡み合っって複雑な問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応する。

3 各課題に対する取組方針

(1) 生活に関する相談及び指導

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、実態把握に基づくホームレスの個々のニーズに応じた対策が必要であり、こうしたニーズに的確に応えられるよう、関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要である。

また、市町は、県、関係団体及び民間支援団体と連携して、医療・福祉・住居・就労・法律等の各分野にわたる総合相談事業を行うことが効果的である。

なお、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある者に対しても、相談窓口の周知を図るとともに、相談事業の対象者として、その防止を図る必要がある。

ア 街頭相談等の実施による実態の把握

市町は、社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員・児童委員、地域住民等との連携・協力による積極的な街頭相談等を、炊き出し等ホームレスが集まるような機会を捉えて実施し、個々のニーズを把握する等ホームレスの実態把握に努める。

街頭相談等における個々の具体的な相談事例や民間団体が受けた相談については、専門的な対応を図るため、福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる体制を構築する等、ホームレスが相談しやすい手法を講じる必要がある。

イ ホームレスに対する心のケア

ホームレスは、野宿生活等により健康状態が悪化しているケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合があることから、健康相談だけでなく、特にホームレスに対する心のケアについても県精神保健福祉センターや保健所等の協力を得て、相談事業の中に含めて行うとともに、医療機関等への受診につなげるよう支援する。

ウ 総合的な相談・指導體制の確立

福祉事務所を中心として、保健センター、施設管理者等関係機関、救護施設等関係施設で構成する協議会、連絡会議等を設置し、総合的な相談指導體制を確立する。

相談を受けた機関は、生活相談を受けるだけでなく、相談結果に即して専門的な知識が必要な場合は、適切な相談機関の紹介等、具体的な指導を行うとともに、当該関係機関に対し連絡を行う。

このため、専門的な知識を有する弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、民間支援団体等の協力が必要なことから、これらの団体に対して、協議会等への参画を求めるなど、具体的な連携を図る。

また、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図る。

エ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある者に対する支援

市町は、失業状態や不安定な就労関係にある者や不安定な居住環境にある者に対して、福祉事務所、住宅関係部局、電気、ガス、水道等の事業者や民生委員、在宅福祉サービス事業者との連絡・連携体制を強化し、地域の生活困窮者の把握に努め、生活相談、職業相談、法律相談等の紹介を行うとともに、必要な場合には、各種貸付制度の活用や生活保護の適用等の措置を講じることにより、ホームレスとなることを防止する。

(2) 保健及び医療の確保

ホームレスに対する保健及び医療の確保については、ホームレス個々のニーズに応じた健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進していくとともに

に、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。

このため、県と市町が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔の保持に努めるとともに疾病の予防、検査、治療等が包括的にできる保健、医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要である。

ア 健康相談等

保健所、保健センターは、健康に不安を抱えるホームレスの疾病の早期発見に努めるため、健康相談等を積極的に実施し、医療の必要があると思われるホームレスについては、適切な医療を受けられるよう福祉事務所等と密接な連携を図りながら医療機関受診につなげる。さらに、これらの者について継続的な相談及び支援を実施する。

イ 結核にり患している者への対応

保健所は結核にり患しているホームレスに対して、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐために、福祉事務所等と連携し、訪問等による受診指導や療養指導等を実施する。

ウ 医療の確保

ホームレスに対する医療の確保を図るため、保健所又は医師会等の関係団体等を通じ、医療機関へ受診についての協力を依頼するとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合は、生活保護を適用する。

また、無料低額診療事業（社会福祉法第2条第3項第9号に規定する無料低額診療事業をいう。以下同じ。）を行う施設の積極的な活用を図る。

エ 民間団体等との連携

保健所、保健センターは、ホームレスに対し保健・医療サービスの充実が図られるよう、福祉事務所等、民間団体、地域住民等と連携・協力し、ホームレスが自ら健康づくりを行えるよう支援する。

特に、健康診断については、炊き出し等を行う民間団体と連携して周知を図るとともに健診費用の減免等により、健診機会の確保に配慮する。

(3) 安定した居住の場所の確保

ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で自立して生活できるように支援することが基本であり、地域社会の中で自立した日常生活を営むためには、安定した居住の場所を確保したホームレスに対して、就労の機会が確保されること等が必要である。

このためには、国・県・市町等が連携した上で、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅の入居支援や民間賃貸住宅の情報提供を行うことが重要である。

ア 公営住宅への入居支援

保護施設等の短期利用等において、自立した日常生活を営むことが可能と認められる者に対し、公営住宅の応募や入居手続きについて単身入居や優先入居の制度を活用し、柔軟な対応を図る。

イ 一時的な住まいの確保支援

ホームレス状態を解消するため一時的な住まいの場を確保するに当たっては、NPO等との連携により、社会福祉法（昭和25年法律第45号）第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所等を提供するとともに、兵庫県無料低額宿泊所設置運営指導指針に基づき利用者の適切な処遇の確保を図るものとする。

また、県は、居宅生活へ移行するまでの短期利用や日常生活訓練の場等である生活保護施設について、広域的な利用を図る観点から必要な措置を講じる。

ウ 民間賃貸住宅の活用

自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスが、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報を得られるよう、県及び市町の福祉部局等は、民間賃貸住宅にかかわる団体との連携を図るとともに、団体に対し、会員等に次の事項について周知を図ることを要請する。

- (ア) 民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において、民間の保証会社等に関する情報の提供について、県及び市町の福祉部局との連携を図ること。
- (イ) 研修等の場において、法の趣旨及びホームレスの実情等について周知すること。

(4) 就業の機会の確保

就業による自立を図るためには、自らの意思による自立を基本として、個々の就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じて、就業の機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めることが重要である。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、県・市町は、安定した住まいを確保するとともに、公共職業安定所やホームレスの自立の支援等を行っている民間団体との連携を図り、求人情報の提供や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行い、地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要である。

ア 事業主等に対する啓発

ホームレスの雇用の促進を図るために、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深める必要がある。

このため、公共職業安定所、県・市町は、連携して事業主等に対する啓発や関係職員に対してホームレスに関する問題についての研修を行うとともに、求人登録等の業務において十分な配慮に努める。

イ 求人情報の収集、提供等

就業の機会を確保するためには、個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要である。

このため、公共職業安定所は、就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓を図るとともに、市町は、保護施設等に入居中の者や公営・民間住宅へ移行した者について、公共職業安定所と連携したきめ細かな職業相談等を実施する。

また、保護施設等に入所中の者や公営・民間住宅へ入居した者の早期就労の実現や雇用機会の確保を図るために、事業所での一定期間のトライアル雇用（試行雇用）の積極的な活用により、新たな職場への円滑な適応の促進を図る。

ウ 技能講習や職業訓練による職業能力の開発、向上

就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの希望を踏まえた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であり、技能の習得や資格の取得等を目的とした技能講習や職業訓練の活用により、職業能力の開発及び向上を図る。

エ 民間団体との連携

関係機関は、ホームレスの就業の機会を確保するために、民間支援団体が計画する「雇用創出事業」、「雇用開発事業」及び「技能講習事業」等を積極的に活用するとともに、求人情報の提供や技能講習等の実施に当たっても連携を図るよう努める。

(5) 緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施

ア ホームレスに対し緊急に行うべき援助

ホームレスの中には、長期の野宿生活により、栄養状態や健康状態が悪化している場合があり、こうした者に対しては、次の事項に留意して、医療機関への入院等の対応を緊急に講じることが必要となってくる。

(ア) 病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、医療機関等との連絡体制を整えるなど連携を図ることにより、早急に実態を把握した上で、生活保護による適切な保護に努める。

福祉事務所は、治療後、再び野宿生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して自立を総合的に支援する。

(イ) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、福祉事務所等の関係機関は適切な処遇を確保することに留意しつつ、保護施設や無料低額宿泊事業を行う施設等を活用し、これらの施設等への入居を図ることとする。

(ウ) 福祉事務所や保健所等における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡するなど、早急かつ適切な対応を講じる。

イ 生活保護法による保護の実施

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや、稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるというものではない。こうした点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。

福祉事務所等保護の実施機関においては、敷金の支給等について、具体的な取扱いを定めた「ホームレスに対する生活保護の適用について」(平成15年7月31日付社援保発第0731001号通知)に基づき、以下の点に留意し、ホームレスの状況に応じた適正な保護を実施する。

(ア) ホームレスの抱える問題・状況(精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等)を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。

(イ) ホームレスの状況(日常生活管理能力、金銭管理能力等)からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、金銭管理等の必要な支援を行う。

(ウ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じた必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けて就業の機会の確保等の必要な支援を行う。

(6) ホームレスの人権の擁護

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義社会の基本でもある。ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、以下の取組により推進することが必要である。

ア 啓発活動等の実施

ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発広報活動を実施するとともに、必要に応じて、学校教育の場においても、児童生徒の発達段階や地域の実情を考慮しながら、人権教育を通じてホームレスに対する偏見や差別解消に取り組む。

イ 相談と事案の適切な解決

人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民等からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。

ウ 施設における人権の尊重

ホームレスが入居または利用する施設においては、入居者等の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。

(7) 地域における生活環境の改善

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、当該施設の適正な利用を確保するために、ホームレスの人権に十分配慮しつつ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善に努める。

ア 施設の適正利用の確保

施設内の巡視、当該施設を占拠する者に対する物件の撤去指導等を適宜行う。

イ 施設管理者による監督処分

必要と認める場合には、法令の規定に基づき、施設からの退去・移動の監督処分の措置をとる。

(8) 地域における安全の確保等

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察が国、県・市町等の関係機関との緊密な連携の下にホームレスの人権に十分に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、地域安全活動、指導・取締り等を実施していくことが重要である。

ア 事件等の防止活動の推進

地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する事件・事故の防止活動を推進するとともに、警戒活動を強化して再発防止に努める。

イ 緊急に保護を必要とすると認められる者への適切な対応

緊急に保護が必要と認められる者については、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐ等、適切な保護活動を推進する。

なお、関係機関は、休日・夜間等の緊急時においても、適切な対応ができるよう、

連絡体制の整備を図る。

(9) ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携

ホームレスの自立を支援する上で、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域の社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体、民生委員及び児童委員等との連携・協力が不可欠である。特にNPO、ボランティア団体は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待される。

ア 民間団体との連携

県及び市町は、ホームレスと身近に接することの多い、社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体、民生委員及び児童委員等との定期的な情報交換や意見交換を行う。

また、民間団体等に対して、実施計画や各種の施策や取組みについて情報提供を行うほか、各団体間の調整、団体からの各種の要望に対する行政担当者や専門家による協議を行うなど各種の支援を行う。

イ 民間団体の積極的な活用

ホームレスの自立支援を主な活動内容とする民間団体に対し、県及び市町が行う各種の施策の委託を行うなど、その能力の積極的な活用を図る。

(10) その他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

核家族化の定着や地域住民の相互のつながりの希薄化から、家族の扶養機能や地域の支援機能等が低下している中で、失業等に直面した場合に、家族や地域のセーフティネットが十分に機能しなくなっているという背景がある。

このようなことから、ホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため、問題をホームレスに特化して考えるのではなく、社会全体の問題として捉え、地域福祉の推進を図ることが重要である。

ア 地域福祉計画の策定

地域福祉の総合的かつ計画的な推進を図るため、県地域福祉支援計画に基づき、市町地域福祉計画の策定を促進する。

イ NPO等が活動しやすい環境づくりの支援

NPOや地域住民等によるボランティアの幅広い参加により、地域福祉を住民全体で支え合う「共助」の社会の構築を目指し、NPO等が活動しやすい環境づくりを支援する。

ウ 民生委員、児童委員等への研修

民生委員、児童委員及び民生・児童協力委員活動の円滑な遂行及び充実を図るとともに、研修等の推進を通じて、委員の資質の向上を図る。

エ 地域福祉権利擁護事業 の利用の促進

痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なものに対して、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理等の援助を行う地域福祉権利擁護事業の利用の推進を図る。

4 ホームレス問題が顕在化していない市町における取組

ホームレス数が少ない市町においても、現下の厳しい経済情勢の下、今後もホームレス問題の一層の顕在化が見込まれるため、ホームレスの数が少ない段階で、きめ細かな施策を実施することにより問題の早期解決を図ることが重要である。

このため、以下の点を踏まえ、県、近隣市町との緊密な連携、協力を図りつつ、積極的にホームレス対策を講ずる必要がある。

- (1) 地域に根ざしたきめ細かな施策を必要とするホームレス対策は、本来、市町が中心となって実施すべきであるが、市町レベルではほとんどホームレスがいない場合には、広域的に施策を展開することも必要であり、特に、施設整備については、広域的な視野に立った整備を検討する。
- (2) ホームレスのニーズを的確に把握するためには、相談事業の実施が不可欠であり、福祉事務所等の窓口相談だけでなく、関係団体と連携しながら積極的に街頭相談を実施するとともに、個々のニーズに応じて、雇用や住宅、保健医療等の関係部局と連携して対応する。
- (3) ホームレス対策の多くは、既存の福祉や雇用等の各種施策の延長上にあり、既存施策の実施や充実の際に、ホームレス問題にも配慮して実施する。

5 総合的かつ効果的な推進体制等

ホームレスの自立支援については、安定した生活を確保するとともに、保健・医療の確保、雇用・就業の機会の確保、総合的な相談・支援体制の確立等、さまざまな分野での取組や広域的な連絡、調整等が必要であるため、県、市町、民間団体が次の役割により、連携して取り組むことが重要である。

なお、国、県、市町、民間団体の役割分担に基づく具体的な取組は別紙のとおり。

(1) 県の役割

県は、国の基本方針に即して、市町におけるホームレス対策が効果的かつ効率的に実施されるための課題や方策を検討するとともに、広域的な観点から、市町が実施する各種施策が円滑に進むよう、兵庫労働局等の国の関係機関・団体との調整・連携、市町間の調整への支援、市町における実施計画の策定や各種施策の取組に関する情報提供などの支援を行うとともに、関係県民局においても当該自治体および支援団体等とともに問題解決に向けて取り組んでいく。

また、県内各地域でホームレスが確認されていることから、ホームレスの数が少ない市町においても、広域的な対応や県との連携によりホームレス対策に積極的に取り組むことができるよう、事業の要件緩和や既存事業への配慮等を国に要望する。

(2) 市町の役割

市町は、国の基本方針や県の実施計画に即して、必要に応じて実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

市町は、ホームレスの自立支援に関する事業を実施する際には、各種相談や自立支援事業等の福祉施策を自ら実施するだけでなく、就労施策や住宅施策等も含めた、ホームレスの状況に応じた個別具体的かつ総合的な施策を実施するとともに、こうした施策の取組状況等について積極的に情報提供を行うとともに、国・県・他の市町及び関係団体

と十分連携しつつ、その能力の積極的な活用を図る。

なお、実施計画を策定しない市町においても、国の基本方針及び県の実施計画に即し、積極的にホームレスの自立支援に向けた施策を実施する。

(3) 民間団体の役割

ホームレスの自立支援に取り組んでいる民間団体は、ホームレスにとって最も身近な存在であり、ホームレスの生活実態の把握や支援活動において重要な役割を担う。

このため、民間団体は、市町が行うホームレスに対する事業の全部又は一部の委託を受けるなど、事業実施者としての役割を担うことが期待される。

また、民間団体は、自らが持っている既存の施設や知識、人材等を積極的に活用して事業を行うとともに、県や市町が自ら実施する事業についても積極的に協力を行う。

6 フォローアップ及び見直し

(1) 計画期間

本実施計画の運営期間は5年間とする。

ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(2) フォローアップ

ホームレス自立支援対策連絡協議会を定期的開催し、ホームレスの自立支援施策の実施状況の報告や情報交換などを行い、その進捗状況を検証する。

また、ホームレス自立支援施策の課題について検討し、実効あるホームレス対策に向けて、制度や施策等の対応方策に関する提言を行う。

(3) 計画の見直し等

見直しに当たっては、期間の満了前に、当該地域のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行い、評価結果については、公表するとともに、実施計画の改訂の参考にする

ホームレス自立支援の具体的な取組における国、県、市町、民間の役割

は主体となって行うべき事業、 は連携して行うべき事業

課題	国 (全国的な施策の実施)	県 (広域的な施策の連絡調整、施設整備等)	市 町		民間
			ホームレスが多い地域 (神戸・尼崎・西宮・姫路)	ホームレスが少ない地域	
実態把握、相談の実施 (1) 実態調査の実施			実態調査の実施(聞き取り調査)	実態調査の実施(聞き取り調査)	民間支援団体による実態把握
(2) 生活相談・指導の実施		自立支援対策連絡協議会の設置・運営 関係市・支援団体等との連絡会の開催 ヤミ金融、サラ金問題相談の実施 女性相談センターの運営 関係機関との連絡、調整、情報提供	関係機関による協議会、連絡会議等の設置 福祉事務所等による相談 総合巡回相談、指導	福祉事務所等による相談 関係機関との連携による街頭相談	民間支援団体による生活相談 (炊き出し時等) 行政と連携した巡回相談 法律扶助制度の活用
	*市の相談事業運営費の1/2を補助	*市の相談事業運営費の1/4を補助			
保健・医療の確保		健康福祉事務所による健康相談、健康診断の実施、医療扶助の適用 保健事業、生活保護適用について市町へ技術的助言	保健センターによる健康相談、健康診断の実施 福祉事務所による急迫状態にある者に対する医療扶助の適用	保健センターによる健康相談、健康診断の実施 福祉事務所による急迫状態にある者に対する医療扶助の適用	健康診断の実施にかかる協力
(生活保護の適用)	*県市町の保健事業費の1/3を補助 *市の生活保護費の3/4を負担	*市町の保健事業費の1/3を補助 *市の生活保護費の1/4を負担			
一時的な住まいの確保 (1) NPOとの協働 (無料低額宿泊所) (生活保護の適用)	無料低額宿泊所のガイドライン策定 (施設・運営基準)	施設設置届出受理、運営指導	施設の利用 入居者へ生活保護を適用、自立支援	(広域的利用) 入居者へ生活保護を適用、自立支援	NPOによる宿泊施設の運営 (無料低額宿泊所) ホームレスの受け入れ (宗教施設等による受け入れ)
(2) 生活保護施設等の整備	施設整備への支援	施設の整備促進 ・生活保護施設(更生施設、救護施設)	施設の利用 入所者へ生活保護を適用、自立支援	施設の利用 入所者へ生活保護を適用、自立支援	社会福祉法人による生活保護施設 の整備・運営 (更生施設、救護施設)
(生活保護の適用)	*市の生活保護費の3/4を負担	*市の生活保護費の1/4を負担			
	*県の施設整備費の2/3を負担				
	*県市の生活保護費の3/4を負担	*市の生活保護費の1/4を負担			
恒久的な住まいの確保 (1) 公営住宅の利用	ホームレスの受け入れ (雇用促進住宅への受け入れ) 公営住宅法に基づく単身入居制度等の活用指導	ホームレスの受け入れ (県営住宅単身入居制度の活用)	ホームレスの受け入れ (公営住宅単身入居制度の活用)	ホームレスの受け入れ (公営住宅単身入居制度の活用)	
(2) 民間住宅の利用		関係団体との連携	情報収集・提供 (低廉な家賃の民間住宅)	情報収集・提供 (低廉な家賃の民間住宅)	ホームレスの受け入れ (民間住宅への受け入れ) 民間保証会社の利用 (保証人の確保)
(生活保護の適用)	*県市の生活保護費の3/4を負担				
就労の機会の確保	求人情報等の提供 職業相談の実施 ホームレス等試行雇用の実施 (トライアル雇用) 技能講習、職業訓練の実施 ホームレス自立支援等職業相談員の配置 ホームレス就業開拓推進員の配置	地方労働局と連携し求人情報、職業訓練情報を市町に提供 公共職業訓練施設の運営 (窓口は職安)	職安と連携した求人情報、職業訓練情報等の提供	職安と連携した求人情報、職業訓練情報等の提供	
緊急的な入所施設の整備 (1) 自立支援センターの運営 (2) シェルターの設置運営	・ホームレスが多い市を対象 (東京都、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市)	(生活保護施設、無料低額宿泊所の広域利用で対応)	生活保護施設等の利用 *神戸市は更生施設、一時宿泊施設を設置	生活保護施設等の広域利用	
	*市の施設整備費・運営費の1/2を補助	*市の施設整備費・運営費の1/4を補助			